

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

野田村は、予防接種関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

野田村長

公表日

令和7年1月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握
③システムの名称	健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表14、126項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	＜情報照会の根拠＞ 番号法第19条第8号及び別表 14、126項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153項 ＜情報提供の根拠＞ 番号法第19条第8号及び別表 14、126項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、28、153、154項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	野田村役場 保健福祉課 岩手県九戸郡野田村大字野田17地割104番地 0194-75-4321
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	野田村役場 保健福祉課 岩手県九戸郡野田村大字野田17地割104番地 0194-75-4321
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を取り扱う事務で使用する端末において、端末起動時にはID・パスワードを、システムログイン時には、生体認証を入力することにより、不正アクセス対策を行っている。また、システムで権限設定により個人番号の閲覧できる職員を制限している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	・特定個人情報を取り扱う事務で使用する端末において、端末起動時にはID・パスワードを、システムログイン時には、生体認証を入力することにより、不正アクセス対策を行っている。また、システムで権限設定により個人番号の閲覧できる職員を制限している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月31日	I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署、②所属長	住民福祉課長 辻鼻 一男	住民福祉課長 田中 和弘	事後	
平成28年12月31日	II しいき値判断項目、1. 対象人数、いつ時点の計数か	2014/12/31	2016/12/31	事後	
平成28年12月31日	II しいき値判断項目、2. 取扱者数、いつ時点の計数か	2014/12/31	2016/12/31	事後	
令和1年11月1日	I 関連情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	健康管理システム	事後	
平成30年11月1日	I 関連情報、4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	別表第二の第17、18、19項	別表第二の第18項	事後	
平成30年11月1日	II しいき値判断項目、1. 対象人数、いつ時点の計数か	2016/12/31	2018/11/1	事後	
平成30年11月1日	II しいき値判断項目、2. 取扱者数、いつ時点の計数か	2016/12/31	2018/11/1	事後	
平成30年11月1日	I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署、②所属長の役職	住民福祉課長 辻鼻 一男	住民福祉課長	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署、②所属長の役職	住民福祉課	保健福祉課	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署、②所属長の役職	住民福祉課長	保健福祉課長	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報、7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	野田村役場 住民福祉課 岩手県九戸郡野田村大字野田20地割14番地 0194-78-2111	野田村役場 保健福祉課 岩手県九戸郡野田村大字野田17地割104番地 0194-75-4321	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報、8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	野田村役場 住民福祉課 岩手県九戸郡野田村大字野田20地割14番地 0194-78-2111	野田村役場 保健福祉課 岩手県九戸郡野田村大字野田17地割104番地 0194-75-4321	事後	
令和7年1月24日	I 関連情報、3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の第10項並びに内閣府・総務省令第10条	番号法第9条第1項、別表14、126項	事後	
令和7年1月24日	I 関連情報、4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	《情報照会の根拠》 番号法第19条7号、別表第二の第18項 並びに内閣府・総務省令第13条 《情報提供の根拠》 ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	《情報照会の根拠》 番号法第19条第8号及び別表 14、126項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153項 《情報提供の根拠》 番号法第19条第8号及び別表 14、126項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153項	事後	
令和7年1月24日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	新規追加項目	項目を記載	事後	様式変更のため
令和7年1月24日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	新規追加項目	項目を記載	事後	様式変更のため